

令和3年4月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和3年4月16日(金) 14時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	平田教育長、廣田委員、小松委員、黒田委員、伊東委員
出席職員	島村政策監、林田教育次長、桑宮総務課長、加藤義務教育課長、狩野高校教育課長、宮崎特別支援教育課長、安永児童生徒支援課長、草野学芸文化課長、松崎体育保健課長、田川高校教育課人事管理監、岩橋体育保健課体育指導監、岩坪 ICT 教育推進室長
開 会	<p>(平田教育長)</p> <p>それでは、4月定例会を開会いたします。なお、本日は、森委員から欠席する旨、連絡をいただいておりますので、御了承願います。</p> <p>議事に入ります前に、4月1日付けで教育長に就任しました平田です。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>また、新たに教育委員会へ出席することになりました職員を2名御紹介します。まずは、対馬高校より異動してきました、田川耕太郎高校教育課人事管理監です。田川人事管理監より挨拶申し上げます。</p> <p>～職員自己紹介～</p> <p>続きまして、高校教育課内での異動ですが、高校教育課高校教育班より、岩坪正裕 ICT 教育推進室長です。岩坪室長より挨拶申し上げます。</p> <p>～職員自己紹介～</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は、廣田委員、伊東委員の両委員にお願いいたします。</p>
前回議事録承認	次に、3月定例会の議事録は、各委員に送付されておりますが、承

認してよろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

(平田教育長)

御異議ないようですから、前回の議事録は承認することといたします。

それでは、各委員御署名をお願いいたします。

(平田教育長)

本日提案されている議題等のうち、第3号議案と報告事項8から11につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規程により、非公開として協議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

(平田教育長)

御異議ないようですので、そのように進めていきます。

それでは、「定例教育委員会 1」の冊子について審議いたします。まず、第1号議案について、提案理由を説明願います。

(加藤義務教育課長)

冊子1、1ページ、第1号議案「令和3年度長崎県教科用図書選定審議会に諮問する事項について」お諮りいたします。

提案理由です。本議案は、令和4年度に小学校、中学校及び義務教育学校等で使用する教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条に基づき、教科用図書選定審議会に対し、その採択基準について諮問しようとするものです。

諮問内容の前に、教科書採択の仕組みについてご説明いたします。3ページ、「義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」をご覧ください。図の中央の⑦にありますように、市町村立小・中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書は、市町村教育委員会が採択します。市町村教育委員会が行う採択に対し、都道府県教育委員会は、図の中央の下向き矢印⑤で示しておりますように、市町村教育委員会に対して、「指導・助言・援助」を行うこととなっています。その際、都道府県教育委員会から左向き矢印④で示しておりますように、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞くこととされており、その規定に

冊子1
第1号議案

基づき教科用図書選定審議会に、指導・助言・援助の具体的な内容として、教科用図書の採択基準について諮問することとなっています。

次に、4ページ「令和3年度の教科書採択に関する動き」をご覧ください。まず、最も上に示しておりますように、義務教育諸学校の教科用図書は、毎年度採択することになっています。また、4年に一回、国の教科用図書の検定に合わせて採択替えを行うことが原則になっています。本年度は、「1 教科書」にありますように、基本的に令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないとなっております。ただし、本年度は、令和元年度の検定で不合格となった自由社の「新しい歴史教科書」が、令和2年度の再申請による検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により中学校の歴史教科書について採択替えを行うことも可能であるととなっております。

なお、特別支援学校及び小中学校特別支援学級用の一般図書については、国の教科用図書の検定とは関わりなく、毎年度、児童生徒の障害に適した一般図書を採択できることとなっています。

次に、5ページ「教科書採択に関するスケジュール」をご覧ください。表題下に記載しているように、小学校は、昨年度から学習指導要領の全面実施に合わせて新しい教科書を使用しております。中学校は、昨年度が「採択替え」で、今年度からの学習指導要領全面実施に合わせて新しい教科書を使用しております。

それでは、2ページ「諮問文（案）」にお戻りください。今、ご説明した内容を、中ほどの（理由）にまとめて記載しております。諮問する具体的な内容は、記書き以下に示しているとおり、令和4年度使用教科用図書の採択基準について、一つ目が「採択に関する基本方針」、二つ目が「採択の方法」。そして、三つ目が、本年度は、あらたに発行されることになった中学校社会の歴史的分野の採択替えを行うことも可能となっておりますので、歴史的分野を含む中学校社会の選定資料としております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

（平田教育長）

これより、第1号議案について、質疑討論を行います。御質問等ございませんか。

（廣田委員）

以前、扶桑社の歴史教科書の問題で話題になったことがあったのですが、なぜ自由社の「新しい歴史教科書」は検定不合格になったので

質 疑

すか。

(加藤義務教育課長)

不合格の理由としましては、文部科学省が示している理由書によれば、「欠損箇所が著しく多く、教科用図書としての適切性を欠いている。特に、申請図書において、正確性及び表記・表現の項目について断定的な記述や一般的とはいえない表現など、生徒にとって理解しがたい表現、生徒が誤解をする恐れのある表現が数多く見られる。また、不正確な記述や明白な誤記なども多く見られた。」とのことでした。このような指摘が405件あっておりまして、それが不合格の理由となっております。

(廣田委員)

今回の歴史教科書の問題というのは、扶桑社のような大きく取り上げられた話題ではなくて、初歩的な欠損箇所が多いので不合格になったということで理解してよろしいでしょうか。

そして、令和2年度に認められたということで、例えば、令和2年度に、私立の学校等でこの自由社の教科用図書を採択した学校があるのでしょいか。

(加藤義務教育課長)

1つは誤記という部分もございますが、文部科学省の意見書によりますと、「一般的とはいえない表現、また、生徒にとって理解しがたい、生徒が誤解をする恐れがある。」というような記述がございしますので、誤った記述だけではなかったのではないかと考えております。

使用状況でございますが、令和2年度に文部科学大臣の検定を合格したものであり、令和3年度は採択替えをするかどうか判断をし、使用するのは令和4年度から使用となります。

(廣田委員)

一応、それで理解はできたのですが、前回の扶桑社のときには、歴史的な事実にかかる思想的な面で非常に話題になったのですが、そういう事実はなかったのですか。

(加藤義務教育課長)

文部科学省の資料によれば、検定不合格の記載は先ほど申し上げたとおりになりますが、例えば、新聞等の報道のなかでは、少し偏った見方があったのではないかという話題もあっております。

(廣田委員)

県としては、これから選定資料を作っていないといけないですね。その選定資料には、社会科だけを作成して、そのなかに新しい自由社の選定資料というのもでてくるのでしょうか。

(加藤義務教育課長)

昨年度、社会科の選定資料を作成しておりますので、そのなかに新しく自由社の教科書の特長等を盛り込んだ資料を作成したいと思っております。

(廣田委員)

今年度は新しく教科書を採択することではないので、良いのですが、5ページの最後の行に「教科書採択における公正確保の徹底のために、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範を受けて採択を進める。」とありますが、昨年か一昨年に、業者との癒着の問題がありました。県内の場合、そういう指導は徹底しているのでしょうか。

(加藤義務教育課長)

長崎県においては、教科書の編集等の協力を行なう場合は、必ず届出を行うようにして、その情報は、県が集約し、採択時には、すべての市町に提供することにより、編集等に携わったものが教科書に採択に関わることがないようにしております。

昨年度の中学校の採択、一昨年度の小学校の採択においても問題は生じておらず、公正な採択が行われています。

(廣田委員)

自由社の執筆に関わった人は県内にいるのですか。

(加藤義務教育課長)

自由社の執筆に関わった人は、報告受けておりませんので、県内ではないということです。

(小松委員)

3ページの表中にある調査員というのはどういった役割なのでしょうか。

(加藤義務教育課長)

中学校の社会科の教員を中心にしながら、指導主事も含めた調査員を選定しております。

(小松委員)

どういう役割なのですか。

(加藤義務教育課長)

調査員につきましては、教科書を実際に見ながら、観点に沿って、その教科書の特性を調査して、資料の原案を作成していくというのが大きな役割となっております。

(小松委員)

デジタル教科書に対する方針というのは、今回はないのですか。

(加藤義務教育課長)

デジタル教科書の取り扱いにつきましては、令和6年度から使用する小学校の教科書においてどのような取り組みを行っていくかということ、現在国の方で審議がされております。実際に全国的にデジタル教科書を使うという実証研究も進められておりました、県内におきましても、約4分の1の学校が本年度、特定の教科のデジタル教科書になるのですが、実証研究を行いながら、良さや課題を探っていくということになっております。

(小松委員)

そうすると、デジタル教科書の採択方針は出るのですか。

(加藤義務教育課長)

デジタル教科書は、令和6年度の採択になってまいりますので、そのときの採択がどのようになるかは不透明な状況でございます。

(小松委員)

今年度、デジタル教科書の採択に向けて準備するということではないのですね。

(加藤義務教育課長)

現在使っている紙の教科書と同じ教科書会社のデジタル教科書を用いるということになっております。

(平田教育長)
他にございませんか。

----- な し -----

(平田教育長)
特にないようですので、質疑討論をとどめて採決いたします。
第1号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

(平田教育長)
御異議ないものと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決することに決定されました。
次に第2号議案について、提案理由を説明願います。

可 決
第 2 号 議 案

(狩野高校教育課長)
資料6ページをお開きください。
第2号議案「令和4年度に県立学校及び特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択に関する基本方針等について」、御審議をお願いするものでございます。提案理由といたしましては、令和4年度に県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について、県教育委員会の採択に関する基本方針等を定めるものでございます。内容につきましては、7ページをお開きください。

基本方針等についての案を記載しております。Ⅰの採択に関する基本方針につきましては、採択に当たって以下の3点を基本方針として掲げているものでございます。要旨のみ申し上げますと、1 学習指導要領のねらいに沿った適切な教科用図書を採択すること。2 各学校の教育課程に適した教科用図書を採択すること。3 採択後は速やかに採択教科用図書及び採択理由を公表するなど、採択の透明性の確保を図ること、ということでございます。

続きましてⅡの採択の方法について、御説明申し上げます。まず8ページをご覧ください。教科書採択の手順を図示しております。採択まで①から⑨までの手順を踏むこととなります。まず①の採択に関する基本方針の決定につきましては、本日、御審議をお願いし

ているところでございます。御承認いただきました後は右側の②になります。基本方針に基づき、詳細な教科書選定に係る指導・助言を県教委が学校に行います。その後、学校では③の教科書選定委員会を組織しまして、④の教科、科目ごとに教科書の研究と選定作業に入ります。続いて⑤のように、各学校が採択を希望する教科書一覧を、その教科書を選んだ理由を添付して、県教委へ報告をいたします。県教委は⑧でございますけれども、⑧のとおり、高校教育課において各学校から上がってきた教科書や教科書選定理由一覧等を確認しまして、⑨の教育長決裁より採択をいたします。なお、確認作業の途中で疑問等があれば⑥、⑦でお示ししているのとおり、学校に対して指導・助言を行うこともございます。以上が採択手順となります。

それでは7ページにお戻りいただいて、Ⅱの採択の方法についてでございます。要点のみ申しあげますと、1につきましては、今、御説明申し上げた採択手順において、外部からの不当な働きかけがないよう留意することといった内容でございます。2につきましては、教科書は検定済教科書など、教科書目録から選んで採択すること。3につきましては、特別支援学校高等部では各学校の教育課程との整合性を十分に検討して適切な教科用図書を選定することなどの留意点を記載しております。なお、補足でございますけれども、来年度より新しい学習指導要領が実施されるため、来年度につきましては、高校1年生は新学習指導要領の教科書、高校2年生、3年生は現行の学習指導要領の教科書を使用いたします。以上、御審議をよろしくお願いいたします。

(平田教育長)

それでは、これより第2号議案についての質疑・討論を行ないます。御質問等ございませんか。

(廣田委員)

この基本方針については、例年と変わってないのですが、毎回、私が思っているのが、非常に高校の普通科の教育について危惧するところがあって、この1月に中教審が普通科の中に特色ある学科を設置することを可能にするような答申をしました。もうご存じだと思いますけれども、そうすると普通科の中に特色ある学科ができてくると、もう今、ここで採択しようとしている国が検定をした教科書では追いついてない。科学技術はどんどん進展していくので、現行の教科書ではもう教える内容というのが追いついていかない。そうな

質 疑

ると、採択の方法Ⅱにある、要するに教科書がない場合には、それ以外のものを教科書に準じて採択していいということを書いてありますよね。それにのっとって高校は採択をしていくと思います。送ってもらった内外教育を見ると、静岡県でしたか、3月16日の内外教育に書いてあったのですが、この答申を受けた後に、すぐ普通科の中に特色ある学科を設置するということを受けて、30校余りに、例えばイノベーションとかアカデミックとかグローバルとかヒューチャー等、4分野で30校ほど指定して教育課程の研究をすると、書いてありました。長崎県も幾つか行っていたような、説明を受けたような気がしますけれども、遅れているのではないかと思います。通常、教科書がある場合はいいのですが、こういうふうに普通科が改編されていくと、現行の教科書にはないものを自分たちで決めて選んでいかないといけない。一度、説明を受けましたが、県内の学校でも多分18校だったか、現行の教科書にないので、新しく教科書を作成して申請し、許可されたということを知ったことがあるのですが、全国的にも普通科の中で、そういう動きが顕著になっているのではないかと思います。長崎県の現状が遅れていないのか心配です。

(狩野高校教育課長)

まず本県の実情ですけれども、今年度、文科省の検定済教科書ではない、いわゆる一般図書を使用している県立高校は56校中50校ございます。使用する一般図書の数としては、もう351点ということでございます。文科省の調査を見ますと、平成27年度の調査ですが、大体、普通科で学校選定科目を設定している学校というのは9割ぐらいございます。本県の場合は、直近3年間の一般図書の使用、点数を見ても、多少の増減はあるのですが、ほぼ変わらない点数となっております。それから委員がおっしゃったとおり、普通科の中にも特色ある学科の設置ということで、普通科を主とする学科の弾力化というのが全国的には進んでいくだろうと思っています。その中で、学際的な分野に関する学校設定科目、または地域社会に関する学校設定科目を2単位以上必ず設けなければいけないという義務づけもありますので、これから学校設定科目の設定というのは進んでいくだろうと思いますが、上限が20単位ということが決められておりますので、その範囲の中で、いかに学科とかコースの特色を出していくかということは、本県を始め全国的には進んでいく可能性はあります。

(廣田委員)

今の説明であれば、全国と大体同じ程度ぐらいで、普通科の中にも現行の教科書でないものを設定している状況だということなので、心配しなくてもいいのかなと思いますが、説明を聞いていると、全然、普通科は変わっていったような感じがします。相変わらず大学入試一辺倒の教育ばかりで、普通科の中に特色ある学科ができて、例えばA Iを行っている学科とか、ロボットを行っているとか、英会話を行っているとかですね、そういうものがしっかり特色があって打ち出されてこない、先ほども話題になったのですが、県内の就職にも響いてくるのではないかと思います。県内の企業が発展をするためにも、やはり普通科の中に特色ある学科をつくらなければならないと思うので、これは教科書の採択で、国が検定した教科書の検定なので、ここであまり言うべきことではないのかもしれませんが、普通科の中での教科書の選定については、今後も注目していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(平田教育長)

ほかに御質問ございませんか。

----- な し -----

(平田教育長)

それでは質疑・討論をとどめて採決をいたします。

第2号議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

(平田教育長)

御異議ないものと認めます。よって第2号議案は原案のとおり可決することに決定をされました。

続いて、報告事項に入ります。報告事項(1)について説明をお願いします。

(桑宮総務課長)

定例教育委員会冊子1の9ページを御覧いただきたいと思ひます。

本日、御報告いたしますのは、行政手続きでの押印等の見直しに

可 決
報 告(1)

<p>質 疑</p>	<p>伴う教育委員会規則の様式の改正であります。各課が所管する規則において、様式内の押印箇所を削除するというもので、軽易な事項として教育長が専決を行っております。なお、改正内容については記載のとおりでございます。説明は以上です。</p> <p>(平田教育長) ただいまの報告について、御質問、御意見等ございますか。</p> <p>(小松委員) 提案理由は、これだけのものは押印しないようにしますということなのですが、これじゃ全然わかりません。どれだけの規則があつて、書類があつて、その中で省略可能なものがどれだけあるか、不可能なのがどれだけあつて、今、検討中の案がどれだけあるかというふうなことがわからないと、これだけを認めるとか認めないとか言われても、どうしようもない。それはもう認めるしかないわけですけども、押印見直しの動きをどういうふうに取り組んでいるのか、もし差し支えなければ教えていただきたいと思います。</p> <p>(桑宮総務課長) 今回、報告事項ということで、説明が不足しておりますことをお詫び申し上げたいと思います。まず見直しの全体的なところはどうかというお尋ねと思いますので、全体的なところをご説明させていただきます。</p> <p>押印見直しに関する教育委員会の手続きがどれぐらいあるかということですが、把握した範囲で111件ございました。今回、規則を改正しなければいけなかったのが、この4件ということでございます。見直し済みの合計が111件のうち65件、約6割ぐらいだと思いますけど、65件でございます。この規則改正以外の分につきましては、例えば補助金要綱等の改正、規則よりも軽微な改正で済んでおるものでございます。残りが46件、これはほとんどが知事部局の方とも共通のものでございまして、財政課等所管している課の方で検討を行っているという状況でございます。説明は以上です。</p> <p>(平田教育長) ほかに御質問、御意見ございますか。</p> <p>----- な し -----</p>
------------	--

<p>報 告 (2)</p>	<p>(平田教育長) それでは、御意見等がなければ、続いて報告事項 (2) について、御説明をお願いします。</p> <p>(桑宮総務課長) 冊子 1 の 10 ページをお開きいただきたいと思います。 「令和 3 年度の県市町教育委員会合同研修会について」、御報告をさせていただきます。資料 10 ページに記載のとおり、本研修会については県市町教育委員及び教育長が一同に介し、各地域の教育の現状や課題等について意見交換を行うことを目的として、5 月 18 日に分科会方式で開催し、委員の皆様方にも御出席いただくことを本日御報告する予定としておりました。しかしながら、御承知のとおり、現在、県内において新型コロナウイルス感染症の感染者が増加傾向にあることから、開催の可否について、もう一方の主催者である市町教育委員会連絡教協議会と協議、調整を行ってまいりました。結論としましては、今回の研修会につきましては、対面での開催は見送ることとし、資料 10 ページに記載しております一番下の第 5 分科会、教育長部会のみをテレビ会議により開催することを、昨日、主催者双方で確認いたしましたところであります。すべての分科会について、テレビ会議で実施すべきではないかとの御意見もあろうかと思いますが、今回は各市町の負担等も考慮しまして、教育長部会のみで開催とすることを御了承いただければと思います。なお、教育長部会につきましては、教員の人材確保、学校における働き方改革についてテーマとし、教員採用試験倍率が年々低下する中、優秀な人材をいかに確保していくか、また働き方改革に当たり、教育委員会がどのような役割を果たしていくべきか等について協議、意見交換を行ってまいりたいと考えております。報告については以上でございます。</p>
<p>質 疑</p>	<p>(平田教育長) それでは、御質問、御意見はございませんでしょうか。</p> <p>(小松委員) 今回、コロナ感染拡大で対面での協議会を行わないで、第 5 の議題のみテレビ会議で教育長が参加するということですがけれども、第 5 分科会の課題の教職員の確保とか、それから働き方改革、あと 1 つどうしても気になっているのが ICT です。ICT に関して、今</p>

現在どういうふうな進捗状況になっているかとか、それから何が課題になるかとか、あと当然、今後、話題になってくるかと思えますけど、デジタル庁あたりが出てきて、いろいろ教育もしないといけないわけですね。そういう、その種の議題についても、この第5分科会のところで取り上げていただいて、ディスカッションを行っていただければというような気がするのでしょうか。

(桑宮総務課長)

進め方につきましては、教育委員会連絡協議会の方と協議をしてみたいと考えております。以上です。

(平田教育長)

御意見を踏まえて再検討していただくということでお願いします。ほかにございますか。

----- な し -----

(平田教育長)

報 告 (3)

それでは続いて報告事項 (3) について、説明をお願いします。

(狩野高校教育課長)

資料 1 1 ページをお開きください。

報告事項 (3) でございます。「令和 3 年 3 月公立高等学校卒業者の就職内定状況について」、御報告いたします。

3 月末現在で、高校教育課が調査いたしました、公立高校全日制と定時制のデータでございます。昨年度から、委員の皆様方から就職に対するコロナの影響の御心配のお声であるとか、御質問をいただいておりますので、そこを踏まえながら御報告申し上げます。

就職内定状況の太枠で囲みました令和 3 年 3 月卒の欄を御覧ください。まず就職希望者数は昨年度から 2 3 9 名減少しておりますが、公立高校全体の生徒数が 3 9 3 名減少しておりますので、自然減の範囲内かなと思っております。全体の就職内定率は 9 9 . 1 % で昨年同期と比較しますと 0 . 4 ポイントの低下となりました。昨年度から未内定者が、昨年度に続いて若干増加したものと考えております。

次に就職内定者のうち、県内割合は 6 7 . 5 % で昨年同期と比較して 4 . 5 ポイント増加と、割合としては過去最高となっております。

す。この増加の要因ですが、特にコロナの影響を挙げた学校はほとんどありませんでした。全体としましては企業説明会等の開催によって県内企業を知る機会を増やすなど、これまでの取組の効果が出てきたこと。また県内就職をする先輩が増えてきたことで、さまざまな情報が入り、就職希望の生徒が県内企業をより身近に感じ、先輩の背中を追う後輩が増えてきたなどが主要因だと考えております。また県内求人数につきましては、長崎労働局による公表値によれば、全体で約20%減少をしております。特に宿泊業、飲食、サービス業からの減少が著しい一方で、農協、漁協が該当します複合サービス事業は昨年度比で50%ほど増加をしておりました。未内定者数が22名おりますが、現在ハローワークに登録をし、就職活動をしている卒業生、または公務員志望者などがおります。

下段の学科別就職内定状況を御覧ください。表の右端の県内就職の割合につきましては、特に就職希望者が多い工業高校におきまして55.1%、昨年度比でプラス5ポイントとなっております。商業高校では80.2%で昨年度比がプラス6.5ポイントとなっております。全体の県内就職割合を引き上げる要因となっております。

今年度を総括いたしますと、高校生の就職内定状況につきましては、コロナの影響が出ることも当初、懸念されておりましたけども、全体として影響は少なかったかと考えております。ただ求人や生徒たちの進路へのコロナの影響は、昨年度よりも今年度の方が大きいことも予想されます。引き続きキャリアサポートスタッフ等を中心に企業の採用情報を収集し、生徒へ迅速かつ適切に情報を提供しながら希望就職先への内定に結びつけていく指導を行ってまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

(平田教育長)

それでは、ただ今の報告について、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

(小松委員)

県内の就職の割合が増えて、その理由を述べていただいたのですが、非常にいいことだと思いますが、私、個人的にはまだそこまでよくいってないと思っています。非常にシビアな意見で申しわけないのですが、今回、県内割合が増えたというのは、県外からの求人が減ったというのが大きな要因ではなかろうかと、私はこの数字を見て認識しているところでございます。そういうことで、できるだけ県内にとどまって活躍していただきたいというようなことで、こ

質 疑

の教育委員会でも、ふるさと教育を中心にして行っているわけですが、特に県内割合が多いところの普通科、それから農業、工業、商業、こういうところを、もっと増加させるというような具体的な取組、地道な動きをずっと続けていかないとだめだと思っています。それを教育委員会が行うのかどうかわかりませんが、その種のプロジェクトみたいなものを継続的にやっていくというような、そういう動きはあるのか、あればどういう動きをされようとしているのか、お聞きしたいと思います。

(狩野高校教育課長)

2年ほど前から、高校教育課の方に県内就職を専門的に支援する指導主事を配置しまして、県内の高校を回りながら、キャリアサポートスタッフと連携しながら、県内就職支援をしているところでございます。先ほど普通科は県外が多いという御指摘がございましたけども、昨年度から、普通科の教員を対象とした、県内企業の説明会、訪問を実施しております。残念ながら昨年度は、コロナの影響で訪問できる企業はなかったのですが、まず教員が知らなければ生徒への進路指導はできないということで、今年度、何とか工夫しながら普通科の教員を対象とした県内企業の見学会を実施したいと考えております。それが1点でございます。

また専門高校、工業、農業、それから商業高校、あと総合学科の今年度、新しく3年の担任になった教員を4月2日に集めまして、県内企業の説明であるとか、県内就職する意義であるとか、そういった研修会を実施いたしたところでございます。

(小松委員)

学校の方では、いろいろそういう動きをやっていただいているようでありますけども、やはり先ほども話がありましたけども、県内の企業にどういう企業があつて、どういう特色を持って、どんな種類の人を、どういう方向に進めていくので、どういう人材を必要としているというようなデータやPRというのが、まだまだ足りないと思っています。確かに今、三菱関係についてはあまり調子がよくないのですが、一方においてはソニーさんとか諫早あたりには非常にいい会社もありますし、それから日本のいろんなトレンドの中で先駆けたいろんな動きもあります。それから、中小企業にも非常に優れた特色もしくは技術を持った企業がたくさんあるわけです。ところが残念ながらテレビコマーシャルを見ていて、相当、昔に比べたら、コマーシャルの数が増えてはいますが、まだまだ足りない

というような認識を、私は持っております。工業科あたりで主導的な地位にあるところはPRあたりをやっていらっしゃるんですけども、もっと中小企業にも、PRがやりやすいような、何か施策があればなという気がしております。なかなかPRをするというのは、お金がかかって大変です。それからPRする種をつくるというのも大変ですよ。そういうところで、指導というか補助をすとか、それから金銭的な応援をすとか、そういった動きを、県の方で考えていただきたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

(狩野高校教育課長)

今、小松委員から御指摘いただいたとおり、昨年度、教員の社会体験研修ということで1年間長崎新聞に派遣した教員がおりました。その教員が県内の企業を回って、そして人事、担当される方と話をしたということで、その報告書を読んでおられますと、「こんなに県内には魅力的な企業があるということを再発見した。これはまた学校現場へ帰って、生徒への進路指導に生かしたい。」という報告書を読みました。確かに我々が知らない魅力的な県内の企業が、まだまだたくさんあると思っております。今後とも若者定着課の方に、高校教育課と併任という形で、参事職で配置もしておりますので、若者定着課とまた高校教育課、連携をしながら、さらに県内就職の支援を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(小松委員)

私のまわりでは、長崎には何もないというような話が出てくるわけですけど、そうではなくて、長崎にはこれだけの企業があると、これだけ優れた経営を、それから多くの企業があるという、雰囲気になるように、ぜひとも推進していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(廣田委員)

小松委員がおっしゃったとおりだと思います。ただ私はちょっと違った見方をしております。このコロナ禍で高校生の就職に影響があまりなかったという説明がありましたけれども、私は非常に大きくあったのではないかと思います。例えばJALやANAはもう一切、採らないというニュースを見ます。長崎の企業で言えばリンガーハット等の飲食業は大変な赤字で、100何店舗か閉鎖をするというような状況の中で、本当に子どもたちが行きたいと思った職業に就けたのか、本当に子どもたちが第一志望としていた職業に就

いたのかということと言うと、そうではないのではないように思います。ですから、コロナ禍で1年経って、今年になって丸一年経ったところでの就職ということで、非常に興味持って見てきたのですが、どういう業種に子どもたちが就職できていったのかという観点を持つとかなないといけないと思います。例えば飲食業はほとんどなかったとか、航空関係もだめだった、JRもだめだった、ではどこに就職していったのかと、そういうことを追跡していかないといけないというような思いがあります。コロナ禍の中でどういう職業が今、求められているのか。そして今、22人残っております。この子たちは、公務員希望の生徒もいるかもしれないですが、まだ今からでも就職しようと思えばできる企業があるかもしれないので、その後の指導はどういう状況になっているのでしょうか。

(狩野高校教育課長)

就職を未内定の者は卒業した生徒が22名おりますけれども、現状を申し上げますと、22名のうち5名は4月中に内定が出る予定となっております。4名は公務員志望ですので、そちらに向けて勉強しているということです。残り13名のうち8名が今、求職中ということです。あと5名は、いろいろ心身の不調等ありまして、まず進学、就職せずにそちらの方に専念するという生徒もいると聞いております。今後、この生徒たちの支援ですけれども、未内定者にも相談等を希望する場合の連絡先であるとか、窓口等をまとめました、本課で作成した小冊子の就職ナビというのがございます。それを配布しておりますし、今後とも継続的に求人の情報を提供して、ハローワークもしくは若者サポートステーションなど関係機関と連携した切れ目のない支援というのを続けてまいりたいと考えております。

(廣田委員)

ありがとうございました。今後とも継続してそういう指導をやってほしいと思います。それから先ほど申し上げた教育委員会よりも学校現場の就職担当の先生というのは、どういう職業が今、求められているのかということ、しっかり把握しておかないと、このコロナ禍を乗り切れないと思います。県が調査をすると、また調査が増えるということで、学校の働き方改革にかかわってくるのかもしれませんが、この緊急事態なので、今、どういう職業が求められているのか、どういう就職先があるのかということ、きちんと就職担当が把握をして、生徒たちを第一志望に向けていくということをや

っていないといけないと思いますが、その辺はどうですか。

(狩野高校教育課長)

おっしゃるとおりだと思います。今年度も廣田委員がおっしゃったとおり、2割程度求人数が減っていますので、恐らく中には本当、第一希望でないところに就職した生徒もいるだろうと考えています。昨年度はコロナ禍でなかなか県内、県外企業訪問であるとか見学会ができなかったという状況がありましたので、例年以上に早い段階から面接を繰り返しておりました。またキャリアサポートスタッフ中心に電話等で企業に電話をして、求人情報を仕入れながら、それを随時、生徒たちに提供していたということもございました。今年も、まず丁寧に生徒たちの希望を聞き取り、県内の情報も与えながら進路指導を進めてまいりたいと考えております。

(平田教育長)

ほかに御質問ございますか。

----- な し -----

(平田教育長)

それでは、その他、御意見、御質問なければ、続いて報告事項(4)について、説明をお願いします。

(宮崎特別支援教育課長)

資料12ページ、「令和3年3月特別支援学校高等部卒業生の進路状況について」、御報告いたします。

まず1の特別支援学校高等部卒業生の進路につきましては、障害種別に整理をさせていただいております。下から2段目の合計の欄を御覧ください。令和2年度の卒業生は訪問教育をあわせて全体で263名です。このうち、進学者は20名となっており、ろう学校からは高等部専攻科、知的障害特別支援学校からは能力開発センター、肢体不自由特別支援学校からは、大学や障害者職業能力開発校、病弱特別支援学校からは大学や専門学校などへ進学をしております。また、就職した卒業生は合計97名となっており、福祉サービスを利用する卒業生は、訪問教育を含めると142名で全体の5割強、未定や在宅は4名となっております。

次に2の盲・ろう学校の専攻科卒業生の進路につきましては、盲・ろう学校あわせて6名のうち進学が2名、就職が4名となっております。

報 告(4)

ます。

続いて3の過去5年間の知的障害特別支援学校高等部の就職率の推移についてです。(1)の就職希望者に対する就職率は、92・9%でほぼ平年並み、(2)の卒業生全体に対する就職率は43・4%となっており、昨年度の割合に比べ、若干、下がる結果となっております。この要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により例年、実施できていた職場実習が予定どおり行われなかったことが挙げられます。特に医療、福祉分野での実習の受け入れが難しく、そのことが就労数の減少に少なからず影響していると考えられます。具体的な就職先の状況については、次の13ページを御覧ください。

令和2年度は、卸売業、小売業が一番、多い結果となりました。また今年度の特徴として、これまでは、ほぼなかった建設業に就職する者が5名おり、生徒が就職することができる職種や進路先が広がっていることが伺えます。一方、医療、福祉関係に就職した者が昨年度の21名から16名と減っております。これも先ほど申し上げたようなコロナの影響が現れているかと思えます。並びに製造業につきましても、昨年度の24名から15名と半分程度に減っております。このあたりの状況を勘案しながら次年度以降の進路指導を進めていく必要があるというふうに考えております。

また長崎県特別支援学校キャリア検定で、清掃の高い技能を身につけた生徒が増えていることにより、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、サービス業など、さまざまな職種で清掃やビル管理担当として就職することができております。なお、電気、ガス、熱供給、水道業や公務の分野で事務に係る業務を担う卒業生が昨年度から出てきております。長崎県特別支援学校キャリア検定において事務アシスタントといった新たな種目を昨年度開発しましたが、この分野においても、生徒が在学中に高い技能を身につけられるよう、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

令和元年度と令和2年度の全国就職率はまだ公表されておりませんが、卒業生全体に対する就職率はおおむね35%程度であることから、全国就職率よりは高くなると予想しております。ただし、就職率につきましては、その年の社会情勢や雇用状況、生徒の実態によって変動いたしますので、今後も高い水準を維持できるよう、キャリア教育と進路指導の充実に取り組んでまいります。以上で報告を終わります。

<p>質 疑</p>	<p>(平田教育長) それでは報告に対しての御質問、御意見はございませんか。</p> <p>(伊東委員) 今の就職の状況の中で、正規雇用者数が報告されましたけれど、その数を見ると、大体4人に1人ぐらいなのかなと思いました。この中で、正規で雇用するのは企業側が正規で採るのか、個人のことなのか、あるいは業種で違うのか、そこを教えていただきたいなと思いました。</p> <p>(宮崎特別支援教育課長) そこにつきましては、雇用形態を結ぶときに、その対象者と企業とが、それぞれ契約を結ぶ形になっておりますので、それぞれによって異なっております。</p> <p>(伊東委員) それでは、傾向はないということでしょうか。</p> <p>(宮崎特別支援教育課長) そこは様々ですので、ここで言うことは、難しいかなというふうに思っております。</p> <p>(平田教育長) ほかに御質問ありませんか。</p> <p>(小松委員) 今の伊東委員の質問の関連ですけど、高等部の正規雇用者数が24名とありますが、これはどこの業種で何人ずつっていう内訳がわかれば教えてもらいたいなと思います。</p> <p>(宮崎特別支援教育課長) そこまでの資料は、今日は持ち合わせておりません。</p> <p>(小松委員) そうですか。そういうのがわかれば、何か伊東委員の答えになるかなと思いました。</p>
------------	--

	<p>(宮崎特別支援教育課長) 用意をしたいと思います。</p> <p>(平田教育長) また後日、整理をして、報告ということでお願いします。 ほかにありますか。</p> <p>----- な し -----</p>
<p>報 告 (5)</p>	<p>(平田教育長) それでは、御意見がなければ、続いて報告事項 (5) について、説明をお願いします。</p> <p>(草野学芸文化課長) 14 ページの報告事項 (5) 「令和3年度 文化活動推進校指定について」、御報告いたします。 この文化活動推進校指定は、全国レベルで活躍する文化部活動のほか、地域の文化活動の活性化に貢献できる部活動を指定し、助成を行うものです。15 ページに今年度の指定校の一覧を記載しております。3 に記載の指定基準に基づきまして、市町教委、中文連、高文連からの推薦をもとに、中学校で21校23クラブ、高等学校で20校22クラブを指定いたしました。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、多くの全国大会、九州大会が中止となりました。このような中でもウェブによる開催や作品の審査が行われたもので、第44回全国高等学校総合文化祭、2020 こうち総文では、大村高等学校の山口雄大さんが、放送部のアナウンス部門で2年連続の優秀賞を受賞したほか、西海学園高等学校の宇野美早さんが、書道部門で文化庁長官賞を受賞いたしました。また、中学校では、小浜中学校が、第48回マーチングバンド全国大会のビデオ審査でグッドパフォーマンス賞を受賞しております。思うような活動や準備ができない状況においても、指定校にふさわしい成績を収めてくれました。今年度も指定校の各種大会やコンクールでの活躍を期待しております。以上で私からの報告を終わります。</p>
<p>質 疑</p>	<p>(平田教育長) ただいまの報告について、御質問、御意見等ございますでしょうか。</p>

(廣田委員)

報告事項(5)、(6)含めてなのですが、文化もスポーツも要するに対面というか、人と人との交流なくして何か活動を活発化するという事は非常に難しいのではないかと思います。今、恐らく、この補助金上限が20万円とか10万円、50万円と書いてありますが、こういう学校は恐らく遠征費などに使っていくと思うのですが、このコロナ禍で遠征ができにくい状況のなかで、それができたのかどうかですね。例えば甲子園なんかも去年の春はありませんでした。そういう状況があったので、心配しているのですが、補助金の使途は制限されていないのでしょうか。

(草野学芸文化課長)

この強化費については、合宿、遠征費など、委員の御指摘のように強化事業のほかに外部講師の招聘や、成果の発表会を開く、そういった経費にも活用できます。文化部の方は県外遠征とか練習試合は、あまり多くはないのですけれども、各種大会のうち、文化活動の県大会、九州大会、全国大会があるもので、吹奏楽コンクールや合唱コンクール、マーチングコンテスト、これはもうほとんどが中止になりました。いつもの年でしたら30から40の大会があるのですが、実際、去年は通常開催ができたのは4大会のみということで、ほとんどが中止になっています。そういった中でも、こうち総文などはウェブによる大会とか、県の音楽コンクールでもDVDを審査しての大会とか、そういう形で県中総文祭も、録画をして、それをインターネットとかYouTube等で流して成果を披露する、そういった形で発表の機会を提供している状況でございます。

(平田教育長)

スポーツに関しては次の報告のときに一緒をお願いします。

(小松委員)

中学校、補助金の上限が20万とか10万とか書いてありますが、支給は大体、上限値で支給されるのですか。それとも、差があるのですか。

(草野学芸文化課長)

強化指定校は上限20万で、大会の成績により、少し差をつけて示しております。実際は各学校から、その年間の実施計画を申請という形で、使う金額を申請して、それに応じて助成しているという

形です。

(小松委員)

指定基準で、中学校の方で、例えば強化部門、どういうところを指定するという選定の仕方が非常にわかりやすいですね。ところが育成部門というのは、確固たる成績があるとかではなく、判断が非常にファジーですよね。ここら辺はどんな審査をするのか、もし差し支えなければ教えていただきたいと思います。

(草野学芸文化課長)

育成部門の方は高文連、中文連と、あと市町の教育委員会からの推薦を受けまして、県内でも伝統芸能とか数が少ないところ、例えば早岐中学校の演劇とか明峰中学校の琴とか、ここの学校だけというような状況で、活動をしており、そういったところを育成という形で指定しておりますし、創作大鼓とか、郷土芸能などで地元の方から申請があった分については、育成校指定を行っているような状況です。

(平田教育長)

ほかに御質問ございませんか。

----- な し -----

(平田教育長)

それでは次に、報告事項(6)について説明をお願いします。

(岩橋体育保健課体育指導監)

16ページをお開きください。

報告事項(6)「令和3年度ジュニアスポーツ推進事業に係る強化校等の指定について」、御報告させていただきます。

記載のとおり、国民体育大会や、各種全国大会で活躍が期待される強化校、強化選手等を指定するものでございます。17、18ページには高等学校強化校、育成校、支援校、特別強化選手、強化選手などを記載しております。指定を受けた学校等には遠征費、強化合宿等の助成を行いません。なお、額につきましては、高校総体のエントリー数に応じて11名以上と10名以下に分け、強化校では全国レベルを130万円と80万円、九州レベルを50万円と30万円、育成校では県内レベルとし、30万円と10万円を助成して

報 告(6)

おります。また個人指定におきましては、特別強化選手は12万円、強化選手が6万円となります。中学校体育連盟につきましては、各専門部を指定し、高等学校野球連盟につきましては硬式野球、軟式野球別に強化を図ります。本年度の北信越インターハイ、三重国民体育大会等の全国大会での活躍を期待して指定をさせていただきました。以上で報告を終わります。

(平田教育長)

質問に入る前に、先ほどの廣田委員の質問について回答をお願いします。

(松崎体育保健課長)

先ほどの廣田委員の御質問の件ですけれども、学芸文化課のお答えと重複している部分がございますけれども、まず公式戦について、例えば中央の競技団体や高体連が主催する大会については制限をかけておりませんので、公式戦についての参加は従来どおり行っております。ただし、昨年度はコロナ禍でできなかったという大会が多かったという状況であります。

本事業につきましては、委員からもございましたように、やはりこの強豪校というのは県外での、委員のお言葉を借りれば、人と人とのそういうつながりというか、試合を通じて、合宿を通じてということになってくると思いますが、そういった活用で執行するという場面が、執行の機会がこれまでも多くございました。しかし、昨年度は、その機会が少なかったということで、実際、昨年度は予算の半分ぐらいしか執行しておりません。その執行の中身につきましては、各競技の特性にあわせて、例えば中央の著名な講師の方、指導者を講師として招聘するとか、もしくは県内での活動の機会有的时候に、県内で社会人なんかと一緒に合宿を実施するとかですね、そういった活動が見られました。以上でございます。

(平田教育長)

それでは、ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

(廣田委員)

予算だけ聞くと、長崎県の教育委員会は、スポーツの方を重視で、文化の方は金額からいくと、文化は最高で50万円しかなくて、スポーツの方は130万円ということで、文化に対してちょっと可哀想かなという気もしますが、それで十分なのでしょうか。

質 疑

報 告(7)

(草野学芸文化課長)

限られた予算で、できる限りの成果を残したいと思っております。やはりスポーツの方は全国大会や遠征等、経費というのが非常にかかるもので、そういった分では少し差があるのではないかと理解をしております。

(平田教育長)

ほかに御質問、御意見ありませんか。

----- な し -----

(平田教育長)

それでは、次いで報告事項(7)について、説明をお願いします。

(松崎体育保健課長)

19ページをお開きください。

報告事項(7)「令和3年度県立学校における部活動指導員配置校について」、御報告いたします。

配置校につきましては、記載のとおりでございます。運動部13校、うち県立中学校が1校ございます。文化部で2校、計15校に決定いたしました。昨年度の配置校が14校でしたので、今年度1校増ということになります。配置校決定までの経緯について簡単に御説明いたします。まず、すべての県立学校に対しまして、部活動指導員の配置の意向調査を実施いたしました。その結果、運動部については19校、文化部については2校から配置意向の回答がございました。その中から、部活動指導員の配置の条件として掲げます長崎県運動部・文化部活動のあり方に関するガイドラインを、学校全体で遵守をしていること、そして部活動指導員を配置することで、教員の負担軽減等を図る多様な取り組みが学校全体で計画をされていること、そういったことを審査いたしまして、配置校を決定いたしました。審査に当たっては校長の聞き取り、学校の実態を把握するなどして決定をいたしております。配置校におきましては、部活動指導員の配置後、校内でのサービスの研修、そして安全管理講習の受講さらには部活動指導者研修会への参加などを通して、技術の指導の向上だけではなくて、制度理解や安全管理、部活動の運営または医科学的な見地からの技術指導などの理解を深めていただいて、部活動指導員としての資質の向上に努めさせていこうというふ

<p>質 疑</p>	<p>うに考えております。以上でございます。</p> <p>(平田教育長) 報告についての御質問等、御意見等ありましたらお願いします。</p> <p>(廣田委員) この部活動指導員の配置は、非常に大事なことで、教員の働き方改革という視点から、例えば19校、意向調査があるということで、できるだけ、そういう学校に配置をしてほしいという思いが強いのですが、一方で、ガイドライン等が選定基準になっているということで、できるだけ、配置を進めていってほしいと思います。それと同時に、これは国からの補助はあるのかどうかです。義務教育について、特に市町あたりになると、予算の制約もあって全額、市で見ないといけないということになったら大変ではないかと思しますので、国の補助率等が、わかれば、教えてください。</p> <p>(松崎体育保健課長) 部活動指導員につきましては、予算の負担割合ということで、お話させていただきますと、公立の中学校に対して国が3分の1を補助いたします。ですから県立中学校に関して言えば3分の1が国でありまして、3分の2は県が負担するということになります。市町村立の中学校については3分の1が国、そして残りの3分の2についてですけれども、3分の1は県が負担をします。残りの3分の1が市町村というふうになります。この部活動指導員につきましては、国の方も制度的に部活動指導員は教職員という、学校教育法上の教職員としての位置づけはされておりますけれども、いわゆる定数上措置はありませんので、このような負担措置になっております。そういった形で市町も予算を負担しなければいけないという、やはり市町も予算面でなかなか負担が大きいということで配置が進まないというのが、市町の今の状況でございます。以上です。</p> <p>(廣田委員) この高等学校の場合は、全額、県の負担ということで捉えてよろしいですかね。</p> <p>(松崎体育保健課長) 御指摘のとおり、高等学校は全部、県負担ということになります。</p>
------------	---

(廣田委員)

そうすると、市町の方は市が3分の1を負担するとしても、申請が県の方に上がってきて、県が審査するのですか。市町から申請されたものは、もう県も3分の1見ますよということですか。

(松崎体育保健課長)

市町については、設置者が任命しますので、そこは市町の判断になります。手続きの話をする、県も3分の1予算を負担しますので、その分の予算を確保しなければいけませんので、市町に対しては予算編成までに段階的に配置希望の調査をかけて、そして最終的に県も予算を計上するというようになります。

(廣田委員)

ということは、市町が申請したものは、ほとんど認めているということですか。

(松崎体育保健課長)

そういうことになります。ただ予算の範囲がありますので、その範囲で我々もお願いしていくということでございます。

(黒田委員)

先ほどから話があっておりますように、この教師の働き方改革、それから部活動の充実といった面でも、この指導員の配置というのは、非常に今後増えることはあっても減ることはないと思っておりますが、この指導員としての選定の基準や募集の方法、それに付随する指導員の身分あるいは講習は具体的に、どんなふうになっているのでしょうか。

(松崎体育保健課長)

まず、身分については、先ほど申し上げたように教職員という身分になります。ですから外部指導者ということになるのですが、いわゆる一般の外部指導者とは違いまして、一定の責任を負うということになってきます。要するに生徒の指導もしなければいけない引率業務ということも発生します。報酬については時間単価が1,600円であり、ガイドラインに沿っていきますので1日2時間の週3日と、その年間35週ということになりますので、年間約33万円程度になります。

(黒田委員)

募集の方法はどうなっていますか。

(松崎体育保健課長)

先ほど申し上げたとおり、教職員として採用しますので、募集ということではございません。当然、だれもかれもという、そういう手を挙げさせるということではございません。以上です。

(黒田委員)

設置されている高等学校、学校単位で書いてありますけれども、学校に全体の部活に対してということではなくて、当然ここは部活の内容によって配置されるのでしょうか。

(松崎体育保健課長)

委員からありましたように、特定の部活動に対して配置をしますが、例えば、教員の負担軽減という視点で、有効に活用していただいている学校の例を1つ挙げさせていただければ、体育館の競技、バレーボールに配置をしましたと致します。そのことによって、ほかの体育館での種目であるバスケットや卓球など、そういった子どもたちの安全面まで管理を行う。要は極端な話、先生たちがついていなくても、その1人の部活動指導員が全部の種目を、体育館の種目を見る。ひいては、その担当の本来の、例えばバレーボールやバスケットや卓球の先生が、その時間帯にみんなで集まって職員会議などができる。ひいては最終的には勤務時間内に業務が終わると、そういう活用の仕方をしている学校もございます。以上です。

(黒田委員)

そうすると、指導員になりたいという方の人数というのはどうですか。希望は多いのですか。

(松崎体育保健課長)

この部活動指導員を任用するに当たっては、その各学校に、そういう人材がいらっしゃらないといけないというのが大前提であります。学校が探すことになるのですが、実は配置がなかなか進まない理由としまして、その人材がないというところに大きな問題がございます。先ほど申しましたように、教職員として大きな責め、従来の外部指導者ではなくて、そういう生徒指導や引率業務が加わるので、自分には荷が重いということで、なかなか人材を探すことが

難しいという状況にあるということでございます。以上です。

(黒田委員)

今後、こういう指導員の方、非常に重要だと思いますので、教育委員会としての関わり方、3分の1の補助とか3分の2の補助という形ではなくて、いかに、人材を育成していくのかという観点も今後、必要ではないかと思います。校長先生に探せとか、地域で探そうということも1つ大きな要素だと思いますけれども、教育委員会としても、全体の流れの中で指導員というのは必要だということがわかってきているわけですから、具体的にやっぱりフォローをしていくということが必要ではないでしょうかと申し上げたいと思います。

(伊東委員)

ほとんど今、黒田委員の質問と私は同じことをお聞きしたかったのですが、例えば、部活動のときに事故が起きたときの補償とか、そういうことはどういうふうになっているのか、そこを教えていただければと思います。

(松崎体育保健課長)

委員のお尋ねは、生徒ではなく、部活動指導員の補償でしょうか。

(伊東委員)

両方お聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

(松崎体育保健課長)

両方ですね。まず部活動指導員の方は労災保険をかけますので、そちらの方で対象になってきます。生徒については、教育活動中の事故でありますので、これは、掛け金を県と保護者と折半をしている掛け金ですので、国のスポーツ振興センターからの災害補償がございまして、以上です。

(伊東委員)

ありがとうございます。

(平田教育長)

よろしいですか。小松委員。

(小松委員)

ちょっと私のイメージと違ったのですが、教員の働き方改革の中で、やはり一番、重い要因としては、この部活動の面倒まで見ないといけないということで、これは共通した意見だったと思います。そういうことからすれば、部活動の指導員というのは、全学校配置するような動きではないかと私は認識していました。それにもかかわらず、その希望が19校しかなかったということに疑問があります。

それから2つ目は、指導員の人材不足です。責任が大きいので、仕方ないですが、先生たちの仕事の軽減というところから見れば、もともと先生たちが負っていた責任もある程度、柔軟に外して、本当に先生たちが本来の仕事に集中できるように、できないものなのか。このままいきますと、恐らく部活動の指導員は本当に必要ですが、全然増えないというようなことで終わってしまうのではないかという、危惧がありますので、そここのところの御意見願います。

(松崎体育保健課長)

まず、希望校が19校しかなかったということに対しては、やはり学校の実情といいますか、学校の規模にもあると思います。要するに必要がないといったこともあると思います。そういった理由で、毎年、大体その程度ぐらいが希望としてあがってきているという状況です。中には、従来外部指導者を雇っているというところもございます。そういう事情が1つあるのかなというふうに思っております。

(小松委員)

もっとニーズが高いのでは思っていたのですが、こんなにも少ないのかと思いました。今まで検討をいろいろ、先生方の実態をお聞きしているときに、一番のニーズが部活動をどれだけ軽減するかという認識を持っていたものですから、すべての学校に配置がされるような、そういうイメージで持っていました。規模が小さい学校もありますので、大変ですが、1人の指導員が2、3校兼ねるぐらい、とにかく部活動に対する先生たちの負担を軽減するというようなことがもっと満遍なく広がるべきではないかと思えます。

(松崎体育保健課長)

部活動指導員については、結論から申せば、今、我々の考えとし

ては、一番の趣旨であります部活動の質の向上、それと教員の負担軽減、この大きなところが2つの趣旨と考えて配置をしております。そういった中で、配置することによって最大限、効果を発揮できる学校に、我々としては配置していきたいというふうに考えております。と申しますのも、やはり先ほどから申しましておりますとおり、予算がどうしても伴うものですから、100%というのは、なかなか一気にというのは、非常に厳しい状況にあります。ですから、今、私どもは、今度3年目になるのですが、部活動指導員を配置することによって、いかに先生方の負担軽減が図られているかと、そういう部活動指導員を配置することで、これだけの効果があるということをご学校に紹介しながら、横の広がりを進めていこうということは考えております。ただ先ほど言いましたように、予算が伴うものですので、増やしてはいきたいのですが、最大限、まずは発揮できる学校から優先して配置していきたいと考えております。

もう1点、今、国の部活動の改革というのが、進んでおります。実は令和5年度から土日に学校部活動を地域にお任せしようと、中教審でも出ておりますけれども、国の考え方が、部活動はもう教員がやるべきことではない業務と、1つ整理されております。そういう国の改革の流れの中で、動向を見ながら対応していかなければいけないのですが、その中で部活動指導員をどのように配置していくかと、そういう視点も新たに加わった要素ということもございます。以上です。

(黒田委員)

私もそう思っていました。やはり金額に関しても、地域の学校だと考えれば、地域の企業なども、年間幾らという賛同金が出てくると思います。要はどこがその声を拾うかということだと思います。地域の祭りに何百万と出しますよね。教育は地域にとって祭り以上にもっと大事だと思いますので、地域の学校は、地域で支えているのだという意味では、国の対応を待つのではなく、県でも先行事例として行ったらどうですか。

(松崎体育保健課長)

実は私どもの方で、昨年度から部活動のあり方の検討会を設置して、その中で具体的に今、黒田委員からありましたように、1つ、国の大きな地域の部活動という視点もございます。そしてもう1つは例えば少子高齢化という問題がありまして、今度は部活動の精選や、合同チームなど、要するに部活動を持続可能なものにするとい

う視点もございます。一概に地域と申しまして、長崎県の場合であれば、都市部と違いまして、なかなか受け皿と申しますか、その部分が厳しい部分もございます。我々の部活動のあり方検討会の中で、私どもは長崎方式と申しますか、長崎県では、どういうやり方がいいのかというところを令和5年度の部活動改革をにらみながら、対応していきたいというふうに考えております。以上です。

(小松委員)

やはりチームの持ち方や、選手の育成ということから考えていけば、今後こういうスポーツや文化をどう維持していくかということになると、今までみたいに学校単位などに縛られていくと、限界が来ると思います。生徒も少なくなるし、それから先生も大変です。実際、企業スポーツを、もうかなり前から1つの企業で持つことはもう難しいということで、野球にしてもラグビーにしても、地域で、その1つの企業に配属した選手ということではなくて、その地域の企業であれば選手として登録できる動きになっています。こういう活動を維持するためには、地域全体で持つという動きが、今後、恐らく加速していくので、考え方を我々も変えていって、どういう施策を今から打つべきか、地域企業からの色々な助賛、寄付金ということもあるかと思しますので、柔軟に考えていくべき時代になって来ていると感じております。

(松崎体育保健課長)

今、委員からありましたように、そもそも部活動というのが、今までいわゆる学校部活動ですので、学校でやってきておりました。部活動というのは、生徒にとっては非常に教育的意義の高いものではございます。一方で先生たちの献身的な教育活動であるということも、これも事実であります。今、委員の皆様からありましたように、その地域に持っていくということに関しては、やはり先生方の意識の改革も必要だと思います。そして地域の皆様の、受け手側の意識改革もまた、必要だと思います。そこはすぐにはというのは、なかなか難しいですので、国の動きも見ながら対応していきたいというふうに考えております。以上です。

(平田教育長)

ほかになれば、以上で報告事項を終了いたします。次の議案審議から非公開で行いますので、報道関係者の方は退室をお願いいたします。一旦休憩を取ります。

議案（秘密会）
報告（秘密会）

（別紙議事録）
（別紙議事録）

午後 4 時 0 2 分、本日の会議を終了